

令和 7 年・ 8 年度
西日本支社所管用地の災害応急復旧工事等
に係る基礎資料の収集について

令和 7 年 4 月
独立行政法人都市再生機構

令和7年・8年度西日本支社所管用地の災害応急復旧工事等に係る基礎資料の収集について

独立行政法人都市再生機構西日本支社が発注する西日本支社所管用地の災害応急復旧工事等について、次のとおり基礎資料の収集を行うこととしたのでお知らせします。

1 災害応急復旧業務について

- (1) 災害応急復旧工事等とは、地震、大雨等の異常な自然現象等による災害等の発生又は発生するおそれがある場合に行う、被害の拡大防止と被災用地等の早期応急復旧に係る工事等です。
- (2) 基礎資料収集の受付を完了し有資格者となった者と機構において、事前に「独立行政法人都市再生機構所管用地の災害時における災害応急復旧工事等に関する協定（別添1）（以下「災害協定書」という。）」を締結していただきます。
- (3) 工事等の対象となるのは、概算見積時に200万円を超える金額で（2）に示す災害協定書の別表に示す機構所管用地等です。
- (4) 協定締結後、災害応急復旧工事等の要請を機構から受けたときは、やむを得ない理由が無い限り、これに応ずるものとし、迅速かつ確実に工事等を履行するものとします。

2 基礎資料収集対象業務等

- (1) 西日本支社において、令和7年6月1日（予定）以降、令和9年5月31日に見込まれる災害応急復旧業務を対象とします。
- (2) 調査は基礎資料の提出により行います。

3 基礎資料の提出要件

当機構西日本地区における令和7・8年度の競争参加資格（工事種別：土木A又はB）の認定を受けているものとし、かつ大阪府内に本店、支店又は営業所がある者としてします。

ただし、令和9年4月1日から同年5月31日の履行においては、上記に加え、令和9・10年度の競争参加資格（工事種別：土木）の認定を受けているものとします。

なお、令和7・8年度の建設工事競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより基礎資料の提出を認めますが、当該資料受付業務区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された基礎資料は無効とします。

4 基礎資料の作成及び提出に係る事項

(1) 基礎資料の作成要領の交付期間及入手方法

基礎資料の作成用要領は令和7年4月7日（月）から令和9年3月31日（月）までを交付期間とするので、当機構のホームページからダウンロードしてください。

(2) 基礎資料の提出期間及び受付方法

①提出期間 令和7年4月7日（月）から令和7年4月18日（金）まで

令和7年6月2日（月）以降は随時受付を実施します。

②受付方法

- ・簡易書留による郵送で提出してください。持ち込みによる提出は認めませんのでご注意ください。
- ・提出された基礎資料確認後、「災害応急復旧工事等に係る基礎資料調査票（シート①）【令和7・8年度用】、（※2部提出）」のうち1部に受付印押印又は本部等名を記入のうえ、簡易書留で返送します。
- ・提出された基礎資料に不備・不明な点があった場合は、その内容を記載のうえ簡易書留でお知らせします。その際に西日本支社においてヒアリング日時を指定させていただきますので、記載された資料を持参してください。ヒアリングによる確認後、「災害応急復旧工事等に係る基礎資料調査票【令和7・8年度用】（提出者控用）」を受付印押印のうえ返却します。
- ・上記資料を返送するため、返信用封筒「簡易書留料金（460円）の切手を貼付した長3号封筒」を「基礎資料」に同封してください。

③送付場所 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21F・22F（受付：21F）

技術監理部企画第1課 電話 06-4799-1138

5 基礎資料の審査及び業者選定

提出された基礎資料の審査を行い、機構の定める要件を満たす者を選定します。

6 その他

- （1）この調査は、災害応急復旧工事等に係る業者選定の基礎資料とするために行うものであり、必ずしも基礎資料提出者との業務の契約を確約するものではありません。
- （2）提出された基礎資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- （3）提出された基礎資料を受領後、調査非対象者と判明した場合は、その旨を通知し基礎資料を返却しますが、それ以外の場合は返却しません。
- （4）基礎資料作成に係る問合せは 記4（2）③のとおり。
- （5）西日本支社にて、令和7年6月1日以降に総合評価方式により公募する土木工事について、「災害応急復旧協定」を締結していることにより評価点が加算されます。

以 上

独立行政法人都市再生機構所管用地等の災害応急復旧工事等に関する協定書

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害応急復旧工事等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次条に規定する甲の所管用地等に地震、豪雨等の異常な自然現象等による災害等の発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、発注者の要請に基づき、被害の早期応急復旧及び拡大防止に係る工事等（以下「災害応急復旧工事等」という。）を受注者が実施するための基本的な事項を定めるとともに、発注者受注者相互の協力による工事等の円滑な実施を図ることを目的とする。

（災害応急復旧工事等の対象）

第2条 災害応急復旧工事等の対象は、別表に記載する発注者の管理する用地（以下「所管用地」という。）及び別表に記載のない用地で発注者が特に災害応急復旧を必要と判断する用地（以下、所管用地と併せて「所管用地等」という。）とする。

2 発注者の事由により所管用地に変更が生じた場合は、発注者受注者協議の上、別表を変更するものとする。

（災害応急復旧工事等の内容）

第3条 受注者が実施する災害応急復旧工事等の内容は、次の各号に掲げるものであって、請負金額が概算見積時に 200 万円を超えるものとする。

- 一 災害等発生時又は発生するおそれがある所管用地等の状況の調査
- 二 被災した又は被災するおそれのある所管用地等の災害応急復旧工事等の実施に必要となる建設機械、資材及び人員等の調達及び役務提供
- 三 発注者に対する技術的助言

（災害応急復旧工事等の実施要請等）

第4条 発注者は、災害時等において、受注者に対し、災害応急復旧工事等の実施を要請することができるものとし、受注者は、やむを得ない理由がある場合を除き、これを受諾するものとする。

（災害応急復旧工事等に係る事務手続）

第5条 前条の規定に基づき、受注者が災害応急復旧工事等の実施を受諾したときは、

発注者及び受注者は、発注者が別に定める方法により、災害応急復旧工事等実施に係る事務手続を行うものとする。

(前金払)

第6条 前条の規定における事務手続きにおいて暫定契約書を締結した場合、受注者は、保証事業会社と、暫定契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、契約金額が500万円以上かつ履行期間が60日以上のものであるものとする。

(契約保証金)

第7条 発注者と受注者は、暫定契約書締結後可能な限り速やかに工事請負契約書の締結をすることとし、工事請負契約書の締結と同時に、請負代金額の10分の1以上の契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行うものとする。

(損害発生時の報告)

第8条 受注者は、災害応急復旧工事等の実施において、第三者に損害を及ぼしたとき又は建設機械、資材、人員等に損害が発生したときは、直ちに、書面により当該状況を発注者に報告するとともに、その対応について、発注者と協議するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年5月31日までとする。

(補則)

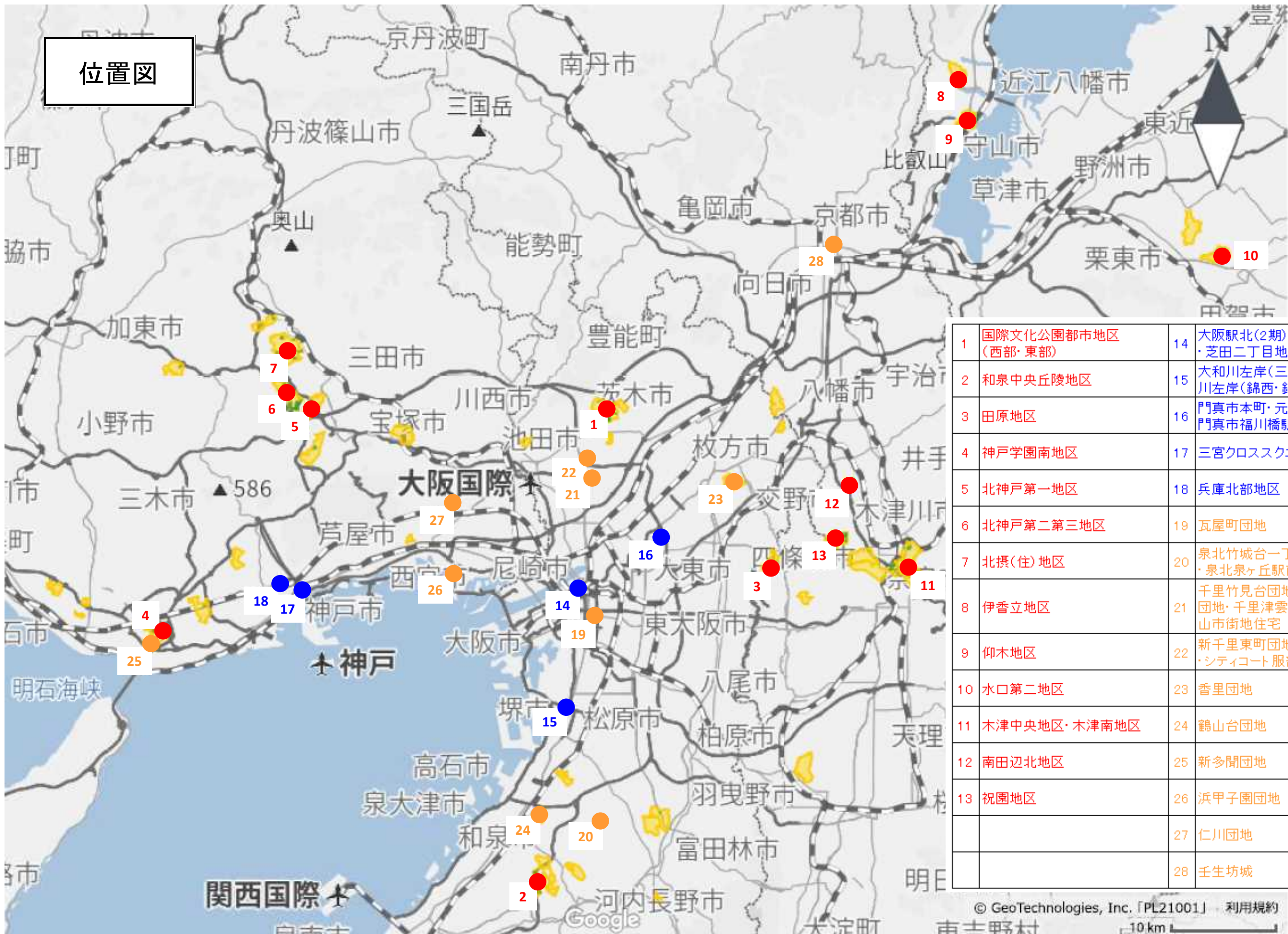
第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

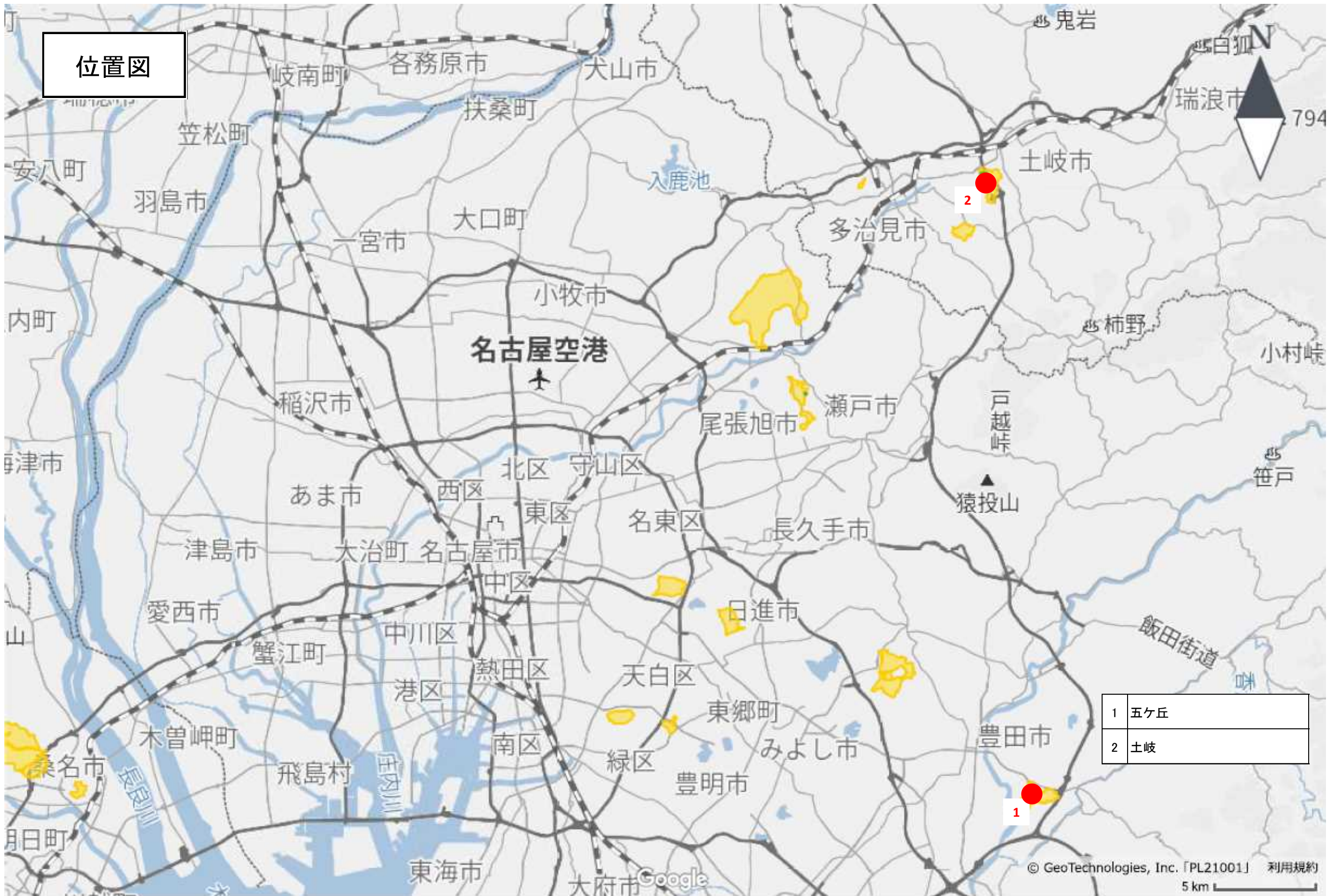
独立行政法人都市再生機構西日本支社 所管宅地(位置図参照)

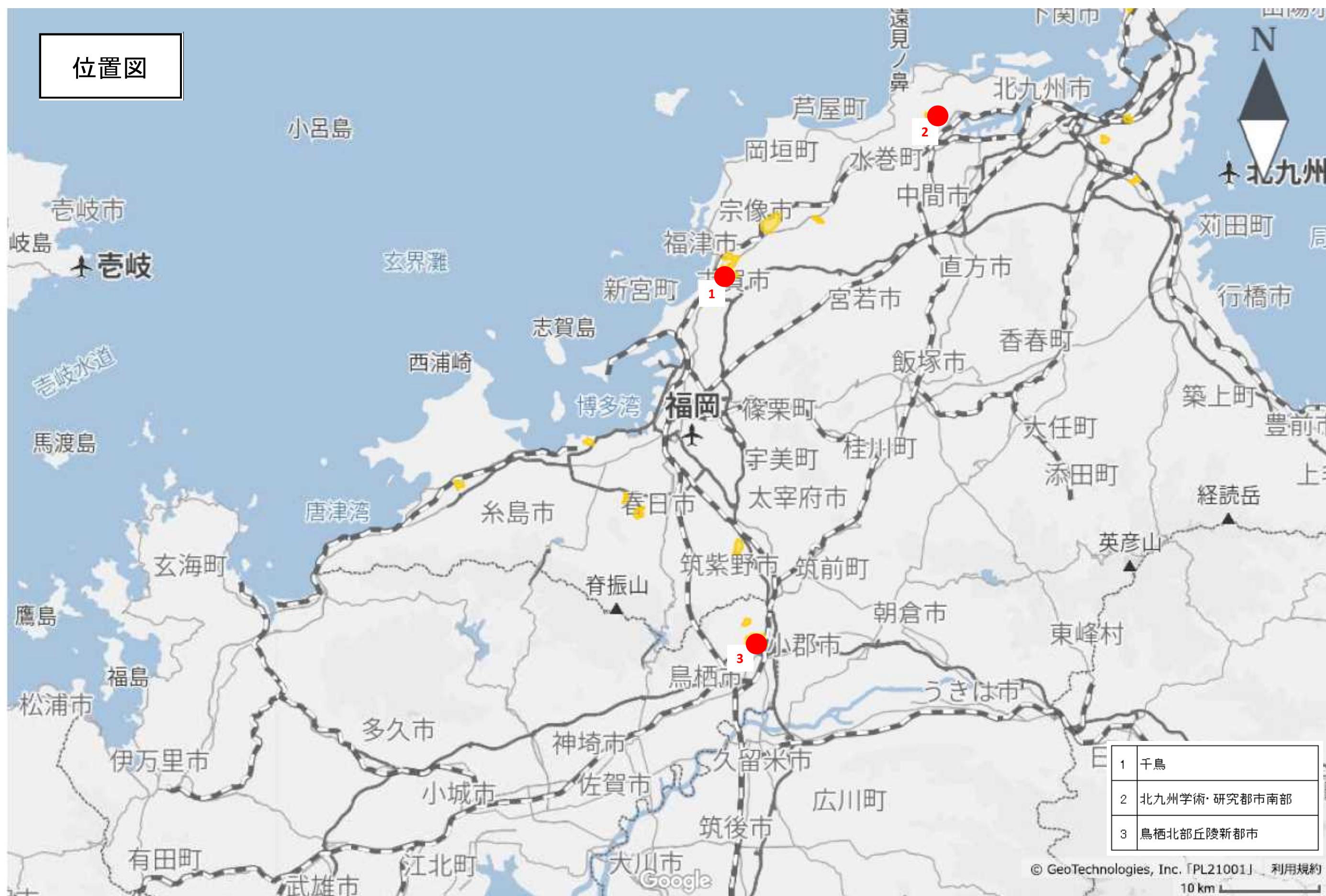
申込区分		市町	アセット活用部所掌地区 (ニュータウン事業地区)	都市再生業務部所掌地区 (都市再生事業地区)	ストック事業推進部所掌団地
西日本	①大阪府	大阪市		大阪駅北(2期)地区 ・芝田二丁目地区	瓦屋町団地
		堺市		大和川左岸(三宝)地区・大和 川左岸(錦西・錦陵)地区	泉北竹城台一丁団地 ・泉北泉ヶ丘駅前団地
		茨木市	国際文化公園都市地区 (西部・東部)		
		箕面市	国際文化公園都市地区 (西部)		
		吹田市			千里竹見台団地・千里高野台 団地・千里津雲台団地・千里 桃山市街地住宅
		豊中市			新千里東町団地 ・シティコート服部
		枚方市			香里団地
		門真市		門真市本町・元町・小路地区 門真市福川橋駅北地区	
		和泉市	和泉中央丘陵地区		鶴山台団地
		四条畷市	田原地区		
	②兵庫県	神戸市	神戸学園南地区・北神戸第一 地区・北神戸第二第三地区	兵庫北部地区 ・三宮クロススクエア東地区	新多聞団地
		三田市	北摂(住)地区		
		西宮市			浜甲子園団地
		宝塚市			仁川団地
	③滋賀県	大津市	伊香立地区 ・仰木地区		
		甲賀市	水口第二地区		
	④京都府	京都市			壬生坊城
		木津川市	木津中央地区・木津南地区		
		京田辺市	南田辺北地区		
		相楽郡精華町	祝園地区		
中部 (愛知県・岐阜県)		豊田市	五ヶ丘		
		土岐市	土岐		
九州 (福岡県・佐賀県)		古賀市	千鳥		
		北九州市	北九州学術・研究都市南部		
		鳥栖市	鳥栖北部丘陵新都市		

※アセット活用部所掌地区(ニュータウン事業地区)については、記載地区内に存在する当機構所有賃貸宅地を対象とする。

※ストック事業推進部所掌団地については、記載団地内に存在する当機構所有整備済み敷地等を対象とする。







格付	土木	
登録番号		

新規	
継続	

対象支社	西日本支社
------	-------

災害応急復旧工事等に係る基礎資料調査票（新規・継続）

独立行政法人都市再生機構
西日本支社 支社長
殿

令和 年 月 日

この基礎資料（及び添付書類）の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

本店、支店又は営業所の種別 （丸で囲んで下さい）	本店	支店	営業所
商号又は名称	社印 ※1		
所在地	〒		
代表者（又は代理人、受任者） の職名及び氏名			
	電話番号	FAX番号	

（本票提出時点で協定書に記載する予定の受注者情報（住所、氏名等）を記入して下さい。）

災害時の窓口連絡先（継続かつ前回から変更なしの場合記入不要）

連絡先 1	部署名 （上記と異なる場合）	担当者名	電話番号 （上記と異なる場合）
	e-mail		FAX番号 （上記と異なる場合）
	住所（上記と異なる場合）		
連絡先 2	部署名 （上記と異なる場合）	担当者名	電話番号 （上記と異なる場合）
	e-mail		FAX番号 （上記と異なる場合）
	住所（上記と異なる場合）		

本調査表は2部提出してください。基礎資料確認後、1部に受付印を押印し、簡易書留で返信します。

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可

西日本支社における災害応急復旧工事等に係る基礎資料の作成要領

今回の基礎資料収集は、独立行政法人都市再生機構西日本支社が発注する災害応急復旧工事等について、地理的条件・技術的適性・実施体制を把握するために「令和7・8年度建設工事競争参加資格審査」の認定を受けた者から、基礎資料の収集を行うものであり、以下の点に留意し作成してください。

1 工事種別について

令和7・8年度建設工事競争参加資格審査において土木A、B等級の認定を受けた者とします。

提出に際しては、有資格者名簿等の該当部分を添付又は災害応急復旧工事等に係る基礎資料調査票（シート①）に登録番号を記載してください。

2 本店、支店及び営業所等所在地について

発災時に当機構と迅速な打合せ等を実施することを目的として、大阪府内に本店、支店又は営業所（以下「本店等」という。）があることを求めます。

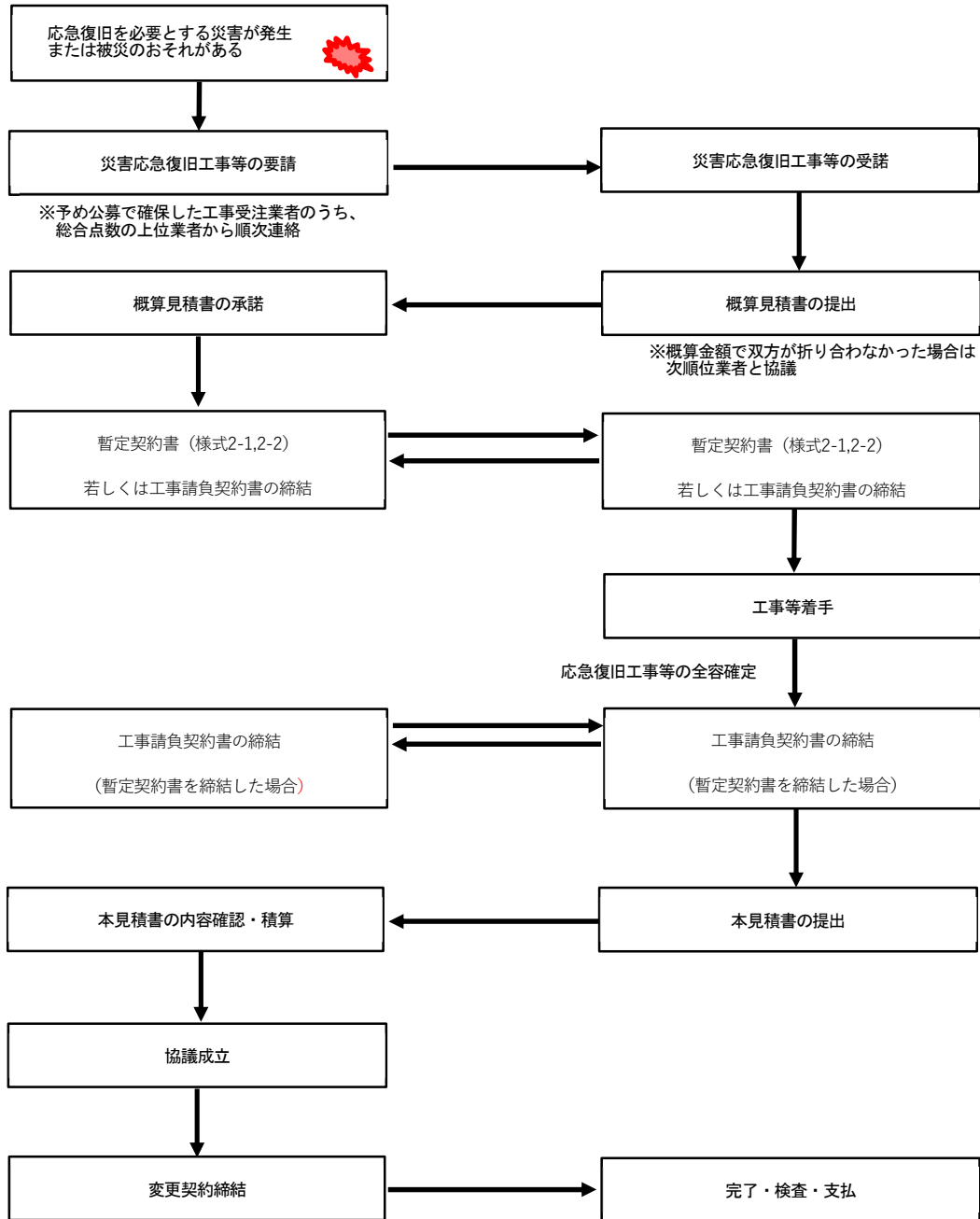
3 前回災害協定を締結していた場合の調査票記入について

災害応急復旧工事等に係る基礎資料調査票（シート①）に関して、前回災害協定を締結した者で連絡先の変更がない場合は、災害時の窓口連絡先に関して記入を省略できます。

4 災害等発生後の事務手続きについて

- （1）機構は災害応急復旧を必要と判断した場合、今回の調査及び審査により選定された業者の中から競争参加資格認定の総合点数の上位業者から順に要請します。
- （2）災害応急復旧を受諾した業者は、機構へ概算見積書を提出します。機構は概算見積書を確認後、受諾回答業者へ暫定契約書：様式2－1、様式2－2若しくは工事請負契約書を通知します。なお概算金額で双方が折り合わなかった場合は、次順位者を選定します。以降同様の取り扱いをします。
- （3）受諾回答業者は、暫定契約書：様式2－1、様式2－2若しくは工事請負契約書を締結後、災害応急復旧工事等に着手します。
- （4）受注者は災害応急復旧工事等の全容が確定し次第、速やかに本見積書の提出を行います。機構は受領した見積書を確認し、内容の確認を行います。必要に応じて受注者への内容確認や協議を行います。
なお災害応急復旧工事等に要する原価（直接工事費、共通仮設費、現場管理費）の積算については、原則見積の活用を予定しています。
- （5）暫定契約書を締結した場合、可能な限り速やかに工事請負契約書にて契約手続きを行います。

【災害等発生後の事務手続き】



5 その他

- (1) この調査は、災害応急復旧工事等に関する協定の締結に係る基礎資料の収集のために行うものです。必ずしも協定締結者との工事等の契約を確約するものではありません。今回の調査及び審査により選定業者に登録された場合においても、災害応急復旧工事等が発注されない場合があります。
- (2) 基礎資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 会社更生法及び民事再生法の手続を申し立てている者も基礎資料の提出はできますが、競争参加資格に係る再審査で認定されるまでは、(1)の基礎資料とはしません。また、再審査の結果、資料提出した工事種別について下位の格付に認定された場合も(1)の基礎資料とはしません。
- (4) 基礎資料提出後、合併又は営業譲渡が行われ、競争参加資格に係る再審査の結果、提出した工事種別について下位の格付に認定された場合は、(1)の基礎資料とはしません。
- (5) 営業停止中又は指名停止中の者も基礎資料の提出はできますが、その期間中は選定されません。
- (6) 提出された基礎資料の内容が虚偽である場合は当該資料を無効とし、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- (7) 基礎資料を受領後、調査非対象者と判明した場合はその旨を通知し資料を返却しますが、それ以外の場合は、提出された基礎資料は返却しません。
- (8) 当機構においては、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13 年法律140 号)により、当機構が取得した文書は、開示請求者(会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれのないものについて、当該書類を開示対象にすることとなっております。
- (9) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者は、基礎資料を提出できません。
※定義については、当機構ホームページ (<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph0000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf>) に掲載しております。
- (10) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないことを条件とします。
 - ・健康保険法(大正11 年法律第70 号)第48 条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29 年法律第115 号)第27 条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第7 条の規定による届出の義務

以 上

様式 1

災害応急復旧工事等概算発注伺

災害協定書締結者● ● ● ● に対し、次の工事を発注してよろしいか伺う。

年 月 日

予定工期	年 月 日から	発注 部署	
	年 月 日まで		

地 区	概 要	数 量	概算金額
			千円
			千円
			千円
合 計			千円

※契約額500 万円以上かつ

様式2-1

履行期間が60 日以上

災害復旧工事等の暫定契約書

工事の名称	● ● 工事	
工事概要 (契約金額(概算)に相当する工事概要を記載すること。)	災害復旧工事 撤去工 法面工 築堤工	
請負代金額(概算)	● ● , ● ● ● , ● ● ● 円(税込み)	
前払金額	● , ● ● ● , ● ● ● 円(税込み)	
地 区	概 要	数 量
工事種別	土木	
工期(暫定)(自)	令和● 年● 月● 日	
工期(暫定)(至)	令和● 年● 月● 日	
今後、機構HP 掲載 (https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html) の工事請負契約書を用いて、可能な限り速やかに契約書を取り交わすものとする。		

年 月 日

発注者 住所

氏名 独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 ● ● ● ●

印

受注者 住所

氏名 ● ● 建設 株式会社

代表取締役社長 ● ● ● ●

印

※契約額200 万円を超え500万円未満

様式2-2

災害復旧工事等の暫定契約書

工事の名称	● ● 工事	
工事概要 (契約金額(概算)に相当する工事概要を記載すること。)	災害復旧工事 撤去工 法面工 築堤工	
請負代金額(概算)	●●, ●●●, ●●●円(税込み)	
地 区	概 要	数 量
工事種別	土木	
工期(暫定)(自)	令和● 年● 月● 日	
工期(暫定)(至)	令和● 年● 月● 日	
今後、機構HP 掲載 (https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html) の工事請負契約書を用いて、可能な限り速やかに契約書を取り交わすものとする。		

年 月 日

発注者 住所

氏名 独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 ● ● ● ●

印

受注者 住所

氏名 ● ● 建設 株式会社
代表取締役社長 ● ● ● ●

印